

## 本号で公布された条例のあらまし

彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（みどり自然課）

### 一 趣旨

彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を変更するための改正

### 二 内容

彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を、「百分の一・五」から「百分の一」に改める。

### 三 施行期日

令和六年四月一日